

公安委員会定例会議の開催状況

第1 日時 令和8年2月4日（水）午後1時30分から午後6時54分までの間

第2 出席者 前田委員長（司会）・松尾委員・刈谷委員

本部長・警務部長・生活安全部長・刑事部長・交通部長・警備部長・情報通信部長
首席監察官・総務参事官・地域参事官兼人身安全対処参事官・組織犯罪対策参事官

第3 議事の概要

1 委員説示

委員から、「先般、警察学校で挙行された初任科の卒業式に参列させていただいたところである。春の入校から約10名の学生が途中退職されたことは残念であるが、凛々しく成長した学生一人一人の姿を見て、また、警察幹部による式辞や訓示はいずれも情のこもった感動的な内容であり素晴らしい式典であった。厳しい訓練を乗り越えた卒業生19名が、県民の期待と信頼に応えられる警察官としてこれからも成長し続けていくことを切に願っている。」旨の説示があった。

2 報告事項

(1) 令和7年中の被疑者取調べ監督の実施結果について（資料1）

警務部から、令和7年中の被疑者取調べ監督の実施結果について説明があった。

委員から、「自白の強要など不適正な取調べが冤罪を生み出す原因の一つであるとして、こうした監督制度が導入された経緯があると思う。他方、取調べは単なる話し合いや聴き取りではなく、真実を明らかにするためには一定強く追及しなければならない面もあり、捜査の目的と被疑者の人権とのバランスについて悩ましい部分があると思う。取調べ中の視認に基づく通知件数が昨年41件に上るなど近年急増しているが、監督対象行為の絶無に向けて不正な取調べが行われていないか組織が配意している証拠であると思われ、取組は評価できる。今後とも、被疑者の人権を守りつつ、犯罪行為に対して必死に向き合う姿勢を持ち続ける高知県警であってほしい。」旨の発言があり、警察本部から、「過去の無罪事件などを受けて、警察の取

調べに対して世間から厳しい目が向けられているものと認識しており、密室で行われる取調べにおいて監督対象行為を発生させることがあってはならない。視認に基づく通知とは、捜査部門ではない客観的な立場の者が厳しい目で実際の取調べを確認し、違法行為又は違反行為に該当するおそれを認めた段階で組織に上げるという取組であり、通知件数の急増は取組が機能し始めてきた表れであると理解している。近年、県警察で監督対象行為は発生していないが、今後とも取調べ監督官等からの通知や被疑者側からの申し出があればしっかりと調査を進め、適正な取調べが行われるよう徹底してまいりたい。」旨の説明があった。

また、別の委員から、「不適正な取調べは正義の体現者であるべき警察の捜査に疑念を生じさせ、組織全体の信用失墜につながってしまうので、監督対象行為を発生させてはならない。また、監督対象行為の6類型に加えて、被疑者側の多様な価値観への配慮も欠かさないようにしていただきたい。」、「弁護士からの申し出などに基づく調査のほとんどは取調官の言動を捉えたものとのことで、結果的に不適正な取調べがあったと認められなかったとしても、相手側から不服や不平不満を申し立てられること自体に問題があると思う。調査案件についても絶無を期していただきたい。」旨の発言があり、警察本部から、「取調べに対する苦情を過度に恐れる必要はないと考えている。申し出のあった苦情についてしっかりと調査を行い、不適正な取調べが行われていなかったか白黒をはっきりとつけ、黒であれば当然に是正しなければならないし、白であれば適正な執行務であったことをしっかりと説明していくことが重要である。取調べ監督制度の狙いは不適正な取調べを潜在化させないことにあり、苦情に対してもしっかりと向き合って取調べの透明性を確保してまいりたい。」旨の説明があった。

(2) 警察官の居住環境の見直しに伴う高知県警察処務規程の改正について（資料2）

警務部から、警察官の居住環境の見直しに伴う高知県警察処務規程の改正について説明があった。

委員から、「管内居住を原則としてきた警察官の居住制限の緩和は、通信手段や道路事情など環境の変化等により、必要かつ大事な見直しだと思う。閉鎖的な組織はどうしても慣例や前例踏襲にとらわれがちで、変化には勇気も馬力も大きく伴うのが常であり、規程の改正によく踏み込んだと思う。治安維持に当たる警察の仕事は、不規則勤務や非常招集などある意味家族の犠牲の上に成り立っている側面があ

と思われるが、職員の中には『警察官だから仕方ない。県民の安全を守る立場として当たり前だ。』などと考える者もいるかもしれない。しかしながら、そうした個人の使命感に依拠したまま組織運営を続けられる時代ではなく、特に若い世代は仕事や報酬を第一と考える者が少なくなり、人生に重きを置き、働くことは人生の一部であるというライフインワークの考え方が浸透してきている。仕事と生活は一体のものであると捉え、職員の家族にも十分配慮した環境整備を引き続き進めていきたい。」旨の発言があり、警察本部から、「制度改正のきっかけは、職務命令で職員を官舎に住まわせておきながら、居住先建物の耐震性能が低いなど危険なところへ無理に押し込んでいないかとの問題意識から始まったものである。現行の制度ができた頃は官舎も新しく震災の脅威も比較的低かったかもしれないが、建物の老朽化が進行し、今や地震・津波の脅威が現実のものとして眼前に迫ってきている。つまり、安全な持ち家がある職員についても危険な官舎に住まわせる必要があるのかといった点についてよく検討した結果である。この改正によって、有事の際に職員がまず自分の命を守り、その上で県民を守るために活動するという本来の形により改善がなされると考えている。運用に不具合があれば柔軟に対応してまいりたい。」旨の説明があった。

また、別の委員から、「世間では働く環境や家族の在り方について多様化が益々進展しているが、警察組織も全く同じであり、時代の変化に対応しなければならぬ。有事の際に必要な機能が損なわれさえしなければ、見直しは大いに進めるべきである。」、「ところで、本部長や警備部長等の幹部用待機宿舎の安全性は確保されているのか。こうした幹部職員は、有事の際には司令塔となるべき立場となるのであるから、待機用宿舎の安全性の確保は重要と思う。」旨の発言があり、警察本部から、「県警の官舎は、幹部用に限らず、旧耐震基準のものや津波発生時に大きな被害が予想される場所に所在するものが少なくないこと、そして全体として老朽化が著しいというのが実情であり、長年の課題となっている。ご指摘のとおりであり、職務上の必要性から転勤を命じた者、緊急時の対応の必要性から近傍での居住を命じられている者に対しては、特に安全性の確保された宿舎を提供すべきと考えている。また、警察特有の事情としては、治安維持上の観点から沿岸部であっても人員を配置しなければならない場所があるということもある。県財政は厳しい状況ではあるが、県民のために必要な人員を必要な場所にしっかりと配置できるよう、宿舎

の安全性確保のための整備に向け、県警としても知恵を絞りつつ、財政当局と話し合いをしていきたい。」旨の説明があった。

(3) 令和8年度警察官採用試験の改正について（資料3）

警務部から、令和8年度警察官採用試験の改正について説明があった。

委員から、「受験年齢上限の39歳への引き上げは全国警察で初めてとのことで、年齢引き上げの動きは他の公務員などと比べるとむしろ遅いくらいであり、驚いている。他の一般行政の公務員とは異なり、40歳以上となると一定の基礎体力が求められる警察官の仕事は難しいと思われ、39歳という年齢については妥当な線だと思う。親の介護などで地元へUターンする方も含めて、高知県には30,40歳代の移住者、また高知への移住希望者が非常に多いことから、年齢の引き上げやキャリアアップ型試験の新設など今回の制度改正は、そうした方々もターゲットとなる良い取組だと思う。こうした試験制度の緩和や見直しは、今後も継続的に検討を重ねていただきたい。」旨の発言があり、警察本部から、「年齢上限を大幅に緩和したり、教養試験のないキャリアアップ型の試験区分を設けるなど、かなり工夫を凝らした改正をすることとなった。これは我々幹部から指示したものではなく、中堅以下の若い世代の職員が、現状のままでは組織運営がままならなくなる可能性のある警察の将来を見据え、どういう組織にしていくべきかを自分たちで考えながら、また、民間企業や関係公的機関の動きも調査しながら立てた施策である。制度が始まれば当然に良い面、悪い面が見えてくるなど改善の必要性が出てこようかと思うが、将来を見据えた若手職員の自発的な思いから実現したという経緯もあり、組織としてしっかりと応援していきたいと考えている。」旨の説明があった。同委員から、「パンフレットに『39歳で年収500万円から始まる』とあるが、これは職歴加算があるということか。」旨の質問があり、警察本部から、「ご指摘のとおりであり、高卒で職務経験が20年ある方の場合を想定した額である。」旨の発言があった。

また、別の委員から、「改正PRの『リビジョン』というキャッチフレーズは響きが良く、中身の4点について受験年齢引き上げを『リニュー』、受験区分改正を『リライズ』、キャリアアップ型試験を『リボーン』、再採用制度の緩和を『リスタート』としたのもよく考えられており、ウィットに富んでおり良い。」旨の発言があった。同委員から、「30歳を超えて採用された者の活躍実態について教えてほしい。」旨の質問があり、警察本部から、「30歳を超えて採用された警察官は一定数おり、

人材として組織に定着した警察官の最高年齢では、受験時33歳が複数名いる。いずれも民間企業における勤務経歴を有して現在も活躍している。30歳前後で拝命した者でみると、金融機関での勤務経歴を生かして捜査部門で働く女性警察官など現場活躍している警察官も多い。35歳以上での拝命となると本人にとって難しい面があることは確かであるが、意欲ある人材を拒む理由はなく採用の間口はできるだけ広げていきたいとの趣旨である。」旨の説明があった。

また、別の委員から、「制度改正によって条件面が広がるのは非常に良い。この条件に合う人材の確保に関して、例えば、県内でプロスポーツ活動しながらアルバイトをして生計を立てている選手などもターゲットになり得るのではないか。彼らは身体能力が高く、また、プロスポーツにはサービス業の要素もあることからコミュニケーション能力も高く、そういう方々へのPRもしていくべきだと思う。」旨の発言があった。

(4) 若手育成プログラムの運用について（資料4）

警務部から、若手育成プログラムの運用について説明があった。

委員から、「若手警察官の育成は非常に重要かつ難しい課題である。警察学校で十分に教養したとしても、実際の現場に出るとまた違う世界が待ち受けており、不安で前に踏み出すことができないといった場面もあるのではないか。現場は学校教育とは違うという感覚を持ったタイミングでこうした実践的な訓練を行うことに意義があると思う。署によって指導にバラつきが出ないように、本部が中心になってしっかりと施策をグリップし、若手一人一人を一人前の警察官に育てていただきたい。」旨の発言があった。

また、別の委員から、「ロールプレイング方式の実践的な育成プログラムは非常に有用である。頭で想定を思い浮かべるだけでは机上の空論になりがちであり、現実味がなく自分の糧になりにくい。また、想定どおりに進まないのが現実の世界であり、より現実に近い経験を重ねるためにはロールプレイング方式の訓練しかないと思う。」旨の発言があった。

また、別の委員から、「業務効率の向上のため何事もデジタル化が求められる時代であり、例えば、捜査書類作成などにはいち早くデジタル化を導入すべきであるが、書類の重要性を理解していない若手に対しては、業務を吸収して自分のものにしてもらうための書類作成訓練がまず先決である。高知の未来を守るためにも警

察官拝命後の3年間はとても大切な時期であり、手厚い育成をしていただきたい。なお、指導にあたって昔のような根性論は通用しないので、わかりやすい資料を提示するなど丁寧な教養を心懸けていただきたい。」旨の発言があり、警察本部から、「若手職員の組織的な育成については10年以上前から組織として問題意識を持ち続けてきた課題である。『背中を見てついてこい』といった指導の時代は過ぎ去って久しいが、若手に手を差し伸べて育成するという組織的な対応について一部放置されてきたところもあると思う。厳しい採用情勢が続いており、現場の職務執行力にも影響が出かねない現状を踏まえ、今回の若手育成プログラムを試行運用するに至ったものである。若手の戦力化、すなわち県民にとって役に立つ警察官になれるかどうかは非常に重要な課題であり、試行を通じて取組を検証しながら、今後もより良い制度設計を進めてまいりたい。」旨の説明があった。

(5) 特殊詐欺等被害防止啓発動画の制作・放映について（資料5）

生活安全部から、特殊詐欺等被害防止啓発動画の制作・放映について説明があった。

委員から、「特殊詐欺やSNS型投資詐欺は、単に広く被害防止を呼び掛けてもなかなか効果が上がらないという現状にあるが、専門家の先生方の意見を踏まえて啓発動画を作り、効果測定を実施して今後の対策につなげていくとのことで、期待している。なお、今後は紙や音声など動画以外の広報媒体についても効果的なものがないか考えていくことも大事だと思う。」旨の発言があった。

また、別の委員から、「例えば、『警察官が口座情報や暗証番号を聞き出したり、振込みを指示することはありません。』といった呼び掛けをテキストデータでよく見かけるが、私には自分事として強い印象が残っていないように感じる。やはり視覚的にも啓発効果が高いのは動画だと思う。まずはアンケート調査の検証結果を待ちたい。」旨の発言があった。同委員から、「新型コロナウイルス感染症の全盛期、新規感染者数が毎日テレビで公表されていたが、当時、その中に自分も入ってしまうと高知県全体に迷惑をかけるので入りたくない、といった罪悪感にも似た感情が働いていた。詐欺の被害状況についても同様にニュース等で取り上げてもらい、県民感情に訴えることができれば抑止効果につながるのではないか。」旨の発言があり、警察本部から、「特殊詐欺被害の発生状況については、具体的な手口とともに被害認知の都度報道発表している。被害公表の在り方については、今回の効果測定

の検証結果も踏まえながら検討を進めてまいりたい。」旨の説明があった。

(6) 「高知龍馬マラソン2026」への対応について（資料6）

交通部及び警備部から、高知龍馬マラソン2026への対応について説明があった。

委員から、「従事者には苦勞をかけるが、特に県外から訪れるランナーには高知の良い思い出を持ち帰っていただきたく、安全安心に大会が進められるよう万全の体制で臨んでいただきたい。また、先導の白バイに詐欺被害防止を呼び掛けるメッセージを貼るとのことで、良い取組だと思う。」旨の発言があった。

また、別の委員から、「過去の龍馬マラソンで警察が対応した大きな事件や事故はなかったと記憶しているが、事案への対応事例はあるのか。」旨の質問があり、警察本部から、「幸いに警察が対応すべき大きな事件や事故は発生していないが、ランナーが体調不良で救急搬送されたことは何度かあるほか、大会とは関係なく救急車がマラソンコース内を通過することもあり、いずれの場合も予備の白バイ隊員が誘導対応に当たっている。」旨の説明があった。

また、別の委員から、「龍馬マラソンはすっかり高知の初春の風物詩とも言うべき大きな大会となった。県警察だけで180名以上の体制を敷いて各種対策に臨むとのことで、一大イベントを無事に終えることができるよう尽力していただきたい。」旨の発言があった。

第4 個別決裁

1 審査請求に係る弁明書の送付及び反論書等の提出について（2件）

交通部から、運転免許取消処分に係る審査請求に伴う弁明書の送付及び反論書等の提出について説明があり、いずれも原案のとおり決定した。

2 地方警務官の任免、本部長の職務代行及び任警視正への名誉承認に関する同意について

警務部から、令和8年春の定期人事異動に伴う地方警務官の任免、本部長の職務代行及び任警視正への名誉承認に関する同意について説明があり、了承した。

3 犯罪被害者等給付金支給裁定申請の受付について

警務部から、傷害事件に係る犯罪被害者等給付金支給裁定申請の受付について説明

があり、了承した。

4 猟銃安全指導委員の辞職承認について

生活安全部から、銃刀法に基づき委嘱していた猟銃安全指導委員の辞職及び辞職後の公示について説明があり、原案のとおり決定した。

5 高知県公安委員会における特定秘密の保護に関する規程の一部改正について

公安委員会事務室から、特定秘密関係文書の保管要領に関し、高知県公安委員会における特定秘密の保護に関する規程の一部改正について説明があり、原案のとおり決定した。

6 公安委員会に対する苦情の申出及び苦情文書の調査について

公安委員会事務室から、公安委員会に対する苦情の申出及び苦情文書の調査について説明があり、受理の上、調査することを決定した。

第5 意見の聴取及び聴聞

運転免許センターから、運転免許の行政処分に係る意見の聴取等の結果について報告があり、審議の結果、19件（飲酒11件、危険運転1件、事故1件、その他6件）の行政処分を決定した。